－今号の目次－

* 令和6年能登半島地震について 1
* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関するパブリックコメントの募集（こども家庭庁） 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　令和6年能登半島地震について**

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県を中心に大きな被害が発生しています。

被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、こうした状況においても保育の継続にご尽力されている方々に深く敬意を表します。

現在、被災状況を確認していますが、石川県は交通・連絡が寸断されており、被害の全体像は把握できていません。富山県は複数の保育所・認定こども園で壁の亀裂等が発生しており、新潟県は液状化の被害が保育所・認定こども園にも発生しているとのことです。

また、福井県においては保育に大きな影響のある被害はなかったとのことです。

今後、保育三団体としてどのように取り組んでいくか協議する予定です。詳細が決まり次第、改めてお伝えさせていただきます。

**◆　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関するパブリックコメントの募集（こども家庭庁）**

12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、職員配置基準について、最低基準の改正を行うとともに、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することを妨げないこととされました（全保協ニュースNo.23-40、No.23-41既報）。

これらを踏まえ、4・5歳児及び3歳児の最低基準改正の準備が進められており、令和6年4月1日から施行される予定です。

改正の概要について、「保育所等について満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める」としています。

この度、こども家庭庁による上記法令の改正にあたり、具体的な条文や経過措置の案文について、パブリックコメントが開始されています。意見募集期間は、1月26日（金）（必着）とされています。ご意見がある場合は、別添にて詳細をご確認のうえ、規定の方法によりご提出ください。

|  |
| --- |
| 【ご意見の提出方法】下記（1）または（2）、（3）の方法にて提出が可能です。詳細は別添の「パブコメ意見募集要領」をご覧ください。（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームによる提出　下記リンクよりアクセスいただけます。<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=141000028&Mode=0>（2）電子メールによる提出（3）郵送による提出 |